

KNC NETWORK NEWS

2018年5月26日 発行

経営一言:これだけ長寿になると、投資をしないことがリスクであるというのは事実だ。

(日経新聞編集委員・証券アナリスト・CFP 田村 正之氏)

—所長コメント: 人生のイベントには、結婚・子育て・住宅取得・退職など大きなまとまったお金が必要となります。将来のお金の備えとして、今から準備することが大切です。投資はリスクはありますが、生涯を通じた資産形成の一つです。豊かな人生を送るためには変化の中に飛び込んでみることも大切です。経験に勝るものはありません。—



(有)北野財經システム

税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26

オリエンタル新大阪ビル 707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://kncc.co.jp>

気になる記事: 三井住友海上、中国で生保。大手銀系に4割出資

三井住友海上保険は中国の生命保険市場に参入する。700億円強を投資し、大手国有銀傘下にある生保会社の株式の4割弱を取得する。中国は公的な年金や保険が日本ほど充実していない。米国、日本に次ぐ世界3位の生保市場の伸びは大きい。外資への中国の金融課規制は緩和される方針が出ており、保険会社の新規参入が続く可能性がある。中国政府は17年に、金融業についての外資の参入規制を緩和すると発表した。これまでは50%以内としていた生命保険業への外資の出資上限を、3年後には全額出資まで広げる方針だ。事業環境の好転が予想され、生命保険会社は中国で事業を展開しやすくなる。

役員報酬の改定 《税務》

役員報酬のうち損金にできるのは、一部の例外を除き、一定の期間ごとに同じ額を支払う給与(定期同額給与)に限られます。好業績だったために期中に変更した増額分は定期同額給与ではないので、損金にできません。

役員報酬を増額しても、毎年一定の時期に行われる通常改定によるものであれば、定期同額給与となります。ただし、事業年度の開始日から3ヵ月以内に改定し、改定前も改定後も毎月の支給額が同額であることが条件です。

役員報酬の減額についても、増額と同様に定期同額給与にならず、改定前の給与の差額は損金にできません。ただし、財務状況の大幅な悪化や倒産の危機など減額について「やむを得ない事情」があれば定期同額給与として損金として所得から差し引くことが可能です。

決算時の「棚卸資産」、生産に必要な荷造り用品も対象か 《税務》

棚卸資産には、販売するための商品や製品だけでなく、販売を目的として製造している途中の物や原材料、そして生産に必要な消耗品や荷造り用品(貯蔵品)も含めます。

ただし、貯蔵品のうち日常的に消費するもので、毎年同じ程度の量の購入するものは、購入時に損金にできます。

残業時間を減らす 《経営》

新聞に、「働き方改革」という言葉がほとんど毎日載っています。主に、残業(時間外労働)を短縮する事が課題になっているようです。残業の適正化とは、一体何を目的にしているのでしょうか(単に残業時間数の取締りか、或いは残業の減少ノウハウ啓蒙か)。

まず、どうすれば残業を減らす事が出来るか啓蒙することが必要なのではないでしょうか。そもそも残業を全くしない働き方が可能かということです。一般に、毎日始業時間と終業時間を完全に守る事は出来ません。毎日の仕事量が平均化出来なかったり、月初や月末に集中したり、特定の時季(決算期、年末年始、観光シーズン等)に仕事が集中したりするからです。また、トラブルや突然の退職・病気等を理由に残業が発生することもあります。次に、残業を減らす手法はどうあるべきかということです。会社側が言葉で指導したり、事務室の照明を消して帰宅を強制したりしてもあまり効果はないようです(継続性が無い)。残業を許可制にしたり、特定日をノー残業デーにしたりしても同様です。

残業を減らす手法(完全ではない)は、次のような改善策にあると思われます。(1)採用・配置・給与・教育等の人事計画を策定する(2)会議の開始・終了、業務の期限等、時間管理を厳正にする(3)残業が減っても社員の生活が成立つような給与体系にする。

弁護士報酬、内容により異なる算入時期 《税務》

会社経営に法的トラブルはつきものです。訴訟社会に突入した昨今ではトラブルの対処の仕方一つで命取りになりかねません。

ところで、弁護士に対して支払った費用については、その具体的な内容によって税務上の取扱いが微妙に異なるので注意が必要です。例えば、月々の顧問料については、期間の経過に応じて損金に算入します。顧問料は特定のサービスを受けるために支払った対価なので、1年分まとめて支払っても短期前払費用の特例を適用することはできません。

また、訴訟の着手金については、例えば特許権侵害による損害賠償請求をするために契約した弁護士に対する訴訟の着手金であれば、支出日の属する事業年度で損金に算入することになります。着手金は訴訟の勝ち負けにかかわらず支払われるものであり、一種の「防衛費用」という性格も持ち合わせているためです。

そして、訴訟に勝ったときに支払う成功報酬金については、①債務が成立している、②給付すべき原因となる事実が発生している、③金額を具体的に算定できる—という3つの要件を満たせばその事業年度の損金となります。